

改めて有事法制に反対する（声明）

京都憲法会議 2003年6月7日

6月6日、有事三法案が参議院本会議で可決され、有事三法が成立した。私たちは、この法案が日本国憲法に反し、私たちの自由な生活を脅かし、戦争への道を開くものであると、一貫して反対してきた。成立した今であるが、ここで、改めてこの法律の問題性を指摘し、引き続き反対の声をあげ、この法律を廃止に追い込むべく、奮闘する決意を表明するものである。

この法律の問題点は、第一にその目的が、自衛隊の活動の円滑化を図るものであって、国民を保護するどころか、国民の自由を制限し、国民に協力を強いるものであるということである。地方自治体や輸送・通信など公益的事業を営む法人が首相の指揮下に入れられ、食糧・燃料などを扱う業者に罰則つきの物資保管命令が出されるなどがその例であるが、広く国民一般に日常から有事に備えての協力を強いる形となっている。

第二に、有事とされる武力攻撃事態であるが、その発生が最も想定されるのは、日本国内に軍事基地を展開しているアメリカの先制攻撃によってもたらされる、ということである。アメリカが国際法を無視して先制攻撃を行うことは、先のイラク攻撃で明らかになったが、日本の周辺でアメリカが戦争を始めたときに、日本が国民ごと全面的に協力することになるのである。

第三に、自衛隊の海外での武力行使に道を開く、ということである。憲法学界の多数学説は、自衛隊の存在自体を違憲としているが、その自衛隊が海外に出て、武力を行使できるとすることは、明白な憲法違反であると言わざるをえない。今国会でイラク新法の成立を政府が進めていることを鑑みても、その危険性は極めて現実的といえよう。

第四に、「軍事優先」の発想が、日本の政治や社会に入ってくる、ということである。戦後日本社会は、戦前の反省から、軍の論理を完全に否定してきた。しかし、この法律により、日常の市民生活が軍の論理に制約されることになるのである。

加えて、このような問題性が十分に国民の前で明らかにされることなく、この法律が成立したことは、将来に対する「汚点」と言わざるをえない。

さて、このような法律がつくられるその背後の動きに目をやると、経済のグローバル化が進む中、日本の大企業の海外での拠点展開と、国内での経済格差の拡大が指摘できよう。増

税と福祉・教育の縮減を進める一方で、自衛隊が海外でも活動できるようにする、このような動きは、非軍事と福祉国家を目指す日本国憲法そのものと、全く異なった道を進むものと言わざるをえない。私たちは、今回の有事法成立から、改憲の動きが本格的にでてくることを危惧する。

日本国憲法は、軍事によらない平和を真剣に追求しようとするものである。それは日本だけのことではなく、軍事によらない平和な世界を築くための積極的な働きかけをするよう求めているのである。世界中でのイラク攻撃反対の運動や、1999年のハーグでの平和市民会議で示されたように、今日、世界の理性的な世論は、着実に日本国憲法の花神へと進んでいるのである。

私たち京都憲法会議は、日々、法律に携わっている者の良心にかけて、この有事法の問題性を指摘せざるをえない。そして、日本国憲法を日本の政治の主軸とするよう、切に訴えるものである。